

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

稲城市

2 構造改革特別区域の名称

稲城市サテライト型居住施設特区

3 構造改革特別区域の範囲

稲城市の全域

4 構造改革特別区域の特性

稲城市では、平成7年は高齢者数5,200人、高齢化率8.4%であったが、平成16年には高齢者数9,900人、高齢化率13.2%となるなど、高齢者が増加しています。また、稲城市ではニュータウン地域を抱えており、一定時期に多数の入居者があったことから、今後、急激な高齢者率の増が見込まれています。

平成11年3月の稲城市の高齢者実態調査では73%の要介護者が在宅での介護を望んでいること、また介護現場で把握している利用者の声は、在宅で暮らすことができない程度の要介護状態の高齢者であっても、できる限り地域に密着した介護環境で生活することを望んでおり、これらを解決するためには地域に密着した小規模多機能を付加した特別養護老人ホーム(以下「サテライト型居住施設」という。)の整備が必要と考えています。

稲城市には特別養護老人ホームが3箇所ありますが、いずれも大規模なもので、また所在地は市街地から離れており、今後の上記のニーズを踏まえると、既存の特別養護老人ホームの入所者の一部がサテライト型居住施設へ移り、地域に密着した環境で暮らすことが必要であると考えています。

5 構造改革特別区域計画の意義

稲城市では、小規模多機能型のサービスを備えたサテライト型居住施設を整備することにより、地域密着型サービスの整備が促進され、併せて特別養護老人ホームの個室・ユニットケア型への改修が可能となります。

稲城市内の社会福祉法人による「地域のための介護福祉の活力」を最大限に引き出し、施設が有している様々な機能を地域に展開することにより、要介護状態等になっても高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することが実現します。サテライト型居住施設特区は、介護保険制度の見直しの考え方に合致するものであり、将来全国的に波及するに足る意義を有していると考えます。

具体的には、利用者にとっては、住み慣れた地域でのコミュニティが継続す

るほか、地域の住民や家族の訪問がしやすく、また少人数のユニットケアによる本人の特性に木目細かく対応したサービス提供が受けられるメリットがあります。

また、地域にとっては、介護の拠点が身近な場所にできるため、安心のまちづくりが具体的に見えるメリットがあります。子供とのふれあいも近隣公園等から自然と生まれることになるほか、防災の観点からも、地域の自治会、消防団等との緊密な協力連携が期待できます。

6 構造改革特別区域の目標

稲城市では、市内にサテライト型居住施設を整備し、社会福祉法人と連携し、創意工夫のもと、特別養護老人ホームの施設機能が地域で展開されることにより、要介護状態となっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができる「介護のまちづくり地域システム」の構築を目指します。これにより入居した要介護高齢者と地域住民とのふれあいの機会が増加し、さらに地域住民によるボランティア活動が活発化するようになり、地域コミュニティの活力が増進することを目指します。

このサテライト居住施設においては、可能な限り地域住民を優先して雇用することや、地元産食材を使用することなどをすすめ、地元経済にもプラス効果もたれられることを目指します。

これらにより、誰にとっても住みやすい「介護のまちづくり」の達成を目指すものです。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

稲城市では、サテライト型居住施設が中核となり、地域密着型の介護サービスを地域に適合した方法により提供することが可能となり、高齢者にとっても住みやすい地域の形成が実現するほか、地域住民との交流が活発化し、コミュニティ機能が向上するという社会的効果があります。

また、サテライト型居住施設は、介護サービスの拠点の役割も備え、住民が安心して地域で暮らしつづけることを可能とする効果も期待できます。

この地域にふさわしい住居を伴ったサテライト型居住施設の整備は、併せて特別養護老人ホームの個室・ユニットケア型への改修が促進されるなど、住民の期待するまちづくりを実現する効果があります。

さらに地域密着型のユニットケアの実施により、地域に見守られたケア質の向上が図られます。

さらに、地域住民にとっては、地域に密着した住居型の新しいケアサービス資源の発見や、こういった形のケア施設の整備等に住民の関心が集まり、その結果、要介護状態等になっても高齢者が住み慣れた地域で生活を継続するといった考え方が普及するものと考えます。

経済的効果としては、このサテライト居住施設においては、可能な限り地域住民を優先して雇用することや、地元産食材を使用することなどをすすめ、地元経済にもプラス効果がもたれられます。

想定される経済的効果は次のとおりです。

地域に貢献したいとの想いを抱く短時間労働者等の雇用の確保：

2～3人程度

地域で求められるものを提供しようとする近隣生産農家などからの食料等の調達： 438万円（3食相当×500円×8人×365日）

まちの活力に少しでも貢献しようとする地域の商店からの日用品の配達購入等： 250万円（週2回程度×52週×3000円×8人）

8 特定事業の名称

サテライト型居住施設設置事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

なし

別紙

1 特定事業の名称

- (1) 規制の特例措置の番号 928
- (2) 規制の特例措置の名称 サテライト型居住施設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

- (1) 法人種別 社会福祉法人
- (2) 法人名称 社会福祉法人 永明会(エイメイカイ)
- (3) 代表者 理事長 藤森 敬三(フジモリケイゾウ)
- (4) 所在地 東京都稲城市百村255番地

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定の日から

4 特定事業の内容

- (1) サテライト型居住施設は、本体施設である「特別養護老人ホームいなぎ苑」との密接な連携を確保しつつ、入所者とその家族及び地域住民との交流の機会を確保する。
- (2) サテライト型居住施設の入所床数 8床
- (3) 本体施設である「特別養護老人ホームいなぎ苑」は、改修工事により2階部分の1室4床の部屋を2室改修し個室化する。これに伴い、個室(1室1床)は4床の増となるが、総床数は4床の減少となる。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 立地条件

サテライト型居住施設を設置する者より本体施設である「特別養護老人ホームいなぎ苑」との密接な連携を確保しつつ、本体施設と直線距離で約1.2km離れた稲城市東長沼地内に設置を予定している。

サテライト型居住施設の入所者については、一般の住宅街である設置予定地区周辺の要介護認定者の入所が見込まれるため、その家族及び地域住民との交流の機会が日常的に確保されることが可能である。

(2) 規模等

ユニットの数は1である。

サテライト型居住施設に併設を予定している指定居宅介護サービス事業所として、通所介護(デイサービス)・定員15人~20人を予定している。

本体施設「特別養護老人ホームいなぎ苑」は2階部分の改修工事により、4床部屋7室及び1床部屋4室の計32床(2階部分のみ)であっ

たものを、4床部屋については1床部屋への改修工事を行い、4床部屋5室と1床部屋4室+4室(個室の増加分)の計28床に変更し、定員を4床減少させることとなる。

その結果、個室化した8床を1ユニットとして一部小規模生活単位型特別養護老人ホームとして運営する。

(3) 人員基準等

施設長、管理者及び事務員等については、本体施設との密接な連携を図ることが可能であるため、本体施設職員が兼務する。

また、介護職員及び看護職員については、定員に応じた人員(常勤及び非常勤の職員)を配置する。

生活相談員については、併設の指定通所介護事業所との一体的な運営をおこなうため、併設の指定通所介護事業所の兼務職員として配置する。

(4) 設備基準

医務室については、本体施設の設備を利用するため設置しないが、応急措置等に必要な医薬品及び医療器具はスタッフルームの一角に常備する。なお、常備する医薬品等は救急薬品セット、消毒液、ガーゼ、酸素ボンベ、吸引器、点滴台、消毒器、体温計、血圧計、採血用枕などを配置する。

食事については、本体施設で調理し、適切な衛生管理のうえ運搬車によって搬送するため、サテライト型居住施設には簡易な調理施設を設置する。また、当該施設と本体施設の栄養士・調理員との密接な連携を図りながら運営する。

当該施設は新規の建築施設を予定しているため、廊下幅1.8m、1人当たり居室面積は17.5m²である。

(5) 土地を民間から賃借

当該サテライト型居住施設は、土地を民間から借受け、施設建物は当該法人が建設し所有する。定員は8床を予定している。

また、本体施設「特別養護老人ホームいなぎ苑」の改修工事後の定員は59床とする予定である。

ゆえに、当該法人の経営する入所施設の定員合計は8床+59床=67床になるが、本体施設は土地・建物とも当該法人の所有であるため、国及び地方公共団体以外のものから貸与を受ける入所施設の定員割合は2分の1未満である。

当該施設の土地の賃借についての契約期間は当該サテライト型居住施設事業が継続する期間とし、賃借権を設定し、施設完成後速やかに登記する予定である。

賃借料は地域の水準に照らして適正な額以下とし、事業運営から安

定的に賃借料を支払い得る水準を確保する。

賃借料及び施設建設の財源は収支計算書に適正に計上する。